

## 5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の意見の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	3

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

### 5.1 都民等の意見書の見解

#### (1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高く、環境基準を超えるので、建設機械については、原動機を含めて最新の排出ガス対応型の建設機械の導入、工事工程の平準化等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>(1) 二酸化窒素の予測に当たっては、臨海部に位置する江東区、中央区や港区内の一般環境大気測定局の測定結果をもとにバックグラウンド濃度を設定し影響を評価しています。その結果、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素は評価の指標を上回りますが、これは建設機械が最大稼働したと想定した場合の値です。工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドルの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努めます。</p>

項目	2. 緑	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、十分に事前相談を行ったうえ、緑化計画書を提出されたい。</p> <p>植栽計画樹種については、東京湾岸に生育可能であることのほか、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に、植栽地の環境に適した在来種を植栽するように配慮されたい。</p>	<p>(1) 計画地の緑化計画は、「江東区みどりの条例」における緑化基準を満たす計画とし、事前に区と十分に相談を行い、検討します。</p> <p>その際には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）も参考に、植栽樹種を検討します。</p>

項目	3. 騒音・振動	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 建築機械の稼働に伴う騒音は、計画地東側敷地境界について予測されているが、マンションがある南側敷地境界についてはコメントされていない。南側も、騒音レベルを予測して住民への影響を考慮するとともに、騒音の発生を抑える工法を取られたい。</p>	<p>(1) 図 9.5-9 (p. 192) に示したとおり、建設機械の稼働に伴う計画地周辺における建設作業騒音の予測は平面的に実施しており、計画地内南側敷地境界において 62dB 程度となり、評価の指標 (80dB) を下回ります。工事の実施に当たっては、建設機械による騒音を極力少なくするため、建設機械による騒音抑制に配慮した施工計画の策定、低騒音型建設機械の採用等により、建設作業騒音の影響の低減に努めます。</p>

項目	4. 景観	
	意見の内容	実施者の見解
	(1) 本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。 東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議されたい。	(1) 今後、条例等を踏まえ適切に対応していきます。

項目	5. 歩行者空間の快適性	
	意見の内容	実施者の見解
	(1) 会場予定地は、駅から一定程度の距離があり、開催期間中は車椅子利用者などの交通弱者が相当な距離を歩行等することが見込まれる。 開催期間が夏であることも考慮し、会場まで快適な歩行空間の確保を検討されたい。	(1) 会場周辺の既存街路樹について可能な限り保全を図る等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画とします。

項目	6. 廃棄物	
	意見の内容	実施者の見解
	(1) 施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予定の設備については、全てリユース・リサイクルされたい。	(1) 施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物等については、再資源化施設への搬出等により極力再利用に努めます。

項 目	7. エコマテリアル	
	意見の内容	実施者の見解
	<p><b>1. 「たまエコセメント」を使用したコンクリート製品を原則、使用とすること</b>  都市の市民生活などから生じる廃棄物の焼却灰をリサイクルして製造される、「たまエコセメント」を使用したコンクリート製品（以下、「エコセメント製品」）は、持続可能性に配慮した環境物品です。インターロッキングブロックなどの「エコセメント製品」を、三施設の外構工事などで、原則、使用するよう指定するべきです。</p> <p><b>2. エコマテリアルの供給状況に「たまエコセメント」の記述を</b>  エコマテリアルの現況調査(4)1)のイ. エコマテリアルの供給状況において、東京産のエコマテリアルである「たまエコセメント」について全く触れられていません。  エコセメントが、日の出町の「東京たま広域資源循環組合」の施設において、多摩地域の25市1町の都市ごみの焼却灰から、年間約12万トン製造・出荷されていることなどを、本文で、または少なくともセメントの種類別販売高（東京都）の表の注意書きなどで、記述すべきと考えます。</p> <p><b>3. 東京都建設グリーン調達制度に基づく記述</b>  (1) 有明アリーナの環境保全に関する計画等への配慮の内容の記述  環境保全に関する計画等への配慮の内容において、都の発注工事であることから、今回意見募集中の他の2施設と同様に、「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行うことを明記すべきと考えます。  (2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容の、建設リサイクル推進計画の記述  計画等の概要の4行目に、「・建設グリーン調達を実施する」を追加し、本事業で配慮した事項に「・「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。」を追加した方が適切と考えます。</p>	<p>1. 外構工事で使用するコンクリート二次製品の環境物品等については、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」における「4 工事の種類に応じた環境物品等の調達に関する指針 ⑤建築工事 外構」に基づき、事業の特性、工事の種類、必要とされる性能、供給状況、コスト等を踏まえ、調達します。</p> <p>2. 本評価書案では、表9.11-5(p.290)セメントの種類別販売高（東京都）は、出典に基づき「ポルトランドセメント」、「混合セメント」、「その他のセメント」に区分していますが、「その他セメント」には、エコセメントが含まれています。</p> <p>3. (1)  「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に基づく環境物品等の調達については、エコマテリアルの項目において、表9.11-9(3) (p.297)に、エコマテリアルに関する目標、方針、基準等として記載しています。</p> <p>3. (2)  表7.2-4(5) (p.34)環境保全に関する計画等への配慮の内容にある「東京都建設リサイクル推進計画」には、建設グリーン調達の実施が含まれておりますが、表中に明記します。  「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に基づく環境物品等の調達については、エコマテリアルの項目において、表9.11-9(3) (p.297)に、エコマテリアルに関する目標、方針、基準等として記載しています。</p>

項 目	8. 温室効果ガス	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするとともに、建築物については、CASBEE「S」ランク及び東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価等を目指されたい。  駐車場には可能な限り電気自動車用充電設備の設置に努められたい。</p>	<p>(1) 本計画の実施に当たっては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定します。また、計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討するなど、可能な限り地球温暖化対策の取り組みを踏まえた事業計画とします。</p>

項目	9. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMX コース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も予定されている。</p> <p>地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者相互に連携、調整できるよう、関係者による協議の場を設け、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>(1) 今後予定される有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成します。</p>

項目	10. 公共交通へのアクセシビリティ	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 有明アリーナ周辺は整備が行き届いておりますが、車椅子利用者の目線では快適なアクセシビリティの確保のために、ご意見させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺道路は傾斜が少なく、広く歩道が整備されている</li> <li>・公共交通は券売機の操作面が車椅子利用者からでは高い位置に設置されていることや、蹴込が浅いため操作面に手が届かない可能性が高い</li> <li>・エレベーターが複数台の車椅子を同時に移送できるサイズを確保されていないものが多い</li> <li>・車椅子競技の会場となっており、公共交通における車椅子利用者の快適性が向上するような計画を希望します</li> </ul>	<p>(1) 大会時の観客や選手の主要な動線については、国や組織委員会とともに協議会を設置して策定を進めている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、都有施設については必要な対応を行っていくとともに、今後、必要に応じて施設管理者等に働きかけ、十分なアクセシビリティを確保できるよう検討を進めていきます。</p>
	<p>(2) 大会期間、限られた駐車場の有効活用を図るとともに、可能な限り公共交通機関の利用を促すよう、周知徹底を図られたい。</p> <p>オリンピック・パラリンピック施設全体を通じ、観客が安全に、安心して来訪できるよう、配慮されたい。</p>	<p>(2) 大会開催時の観客は、原則として鉄道等の公共交通機関等を利用する計画となっており、今後、具体的な輸送計画を検討します。</p>

項目	11. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 工事用車両の走行ルート(図 4.2-7)について、工事用車両走行ルートとしている特別区道江 615,616 号線については、通学路の安全確保のため現在、特殊車両の通行を原則禁止している。</p> <p>特殊車両の走行ルートは、都道等への迂回などを検討されたい。</p> <p>工事用車両の走行ルート(図 4.2-7)は通学路を走行する計画となっているが、同ルート上のかえつ学園西交差点では平成 26 年に貨物車と歩行者(下校途中の小学生児童)の交通死亡事故が発生しているため、交通事故再発防止に万全を期すこととされたい。同ルート周辺は学校や高層住宅が多く、子どもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。</p> <p>江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。</p> <p>会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペースを確保されたい。</p>	<p>(1) 工事用車両の走行ルートは、現時点では、主に首都高速湾岸線、一般国道 357 号(湾岸道路)、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)及び特別区道 615 号線並びに 616 号線を利用する計画であるが、特殊車両の走行ルートを含めた詳細な施工計画の検討に際しては、通学路の安全確保に十分配慮します。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます。</p>

## (2) その他

項目	1. 工事用車両の走行ルート	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 有明アリーナ予定地付近の江 617 号について、区では来年度から平成 31 年度にかけて無電柱化工事を施工予定である。</p> <p>当該区間は通行ルートに入っていないが、工事用車両が通行することのないように徹底されたい。</p>	<p>(1) 工事用車両の走行ルートは、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号(湾岸道路)、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線(有明通り)を利用する計画とし、現時点では、江 617 号を走行ルートとしておりません。</p>